

## オランダ王国

<b>国の概要</b> (外務省 HP より)	面積 41,864 km <sup>2</sup>			
	人口 1,738.4 万人 (2019 年 9 月 オランダ中央統計局)			
	首都 アムステルダム			
<b>教育行政組織</b>				
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>教育・文化・科学省</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>地方自治体 (約 350)</td> </tr> </table>	国	教育・文化・科学省	地方	地方自治体 (約 350)
国	教育・文化・科学省			
地方	地方自治体 (約 350)			
<b>教育課程基準</b>	初等教育及び中等教育修了までに達成することが望まれる知識・技能として、教科・領域ごとに中核目標が設定されている。また、カリキュラム編成や教科書開発に際して使用されるガイドラインがある教科もある。			
<b>教科書制度</b>				
<b>教科書の定義</b>	教科書に関する法令上の定義はない。ただし教材は「形式及び内容の観点から、教育的な学習状況における情報の伝達を企図したものであり、当該学年のカリキュラムでの使用が具体的に規定されているもの (中等教育法第 6 条 e)」と定義されており、教科書は教材の一つと位置付けられている。			
<b>発行主体</b>	民間の出版社が自由に発行できる。教科書を含む教材の発行、流通及び販売は、商業活動として展開されている。また出版社は、専門の研究者と協働して各教科の教授法も開発している。			
<b>国定、検定、認定などの制度</b>	国定、検定、認定等の制度は存在せず、自由発行制である。			
<b>採択・選定などの制度</b>	「教育の自由」に基づき、教師 (及び学校) が教科書を含む教材の選択権を有している。初等教育段階の場合は国立カリキュラム開発センターの管轄下にある教材センターが、中等教育段階の場合は専門センターが教科書や教材の概要を広く公開し、教師 (及び学校) がこれらを選択することを支援している。			
<b>使用義務の有無</b>	法的使用義務はない。初等・中等教育段階における外国語教育の場合、少なくとも 1 種類の教科書が授業時に中心的に使用されている。			
<b>有償・無償</b>	無償。かつて中等教育段階では有償であったが、2008 年に公布された教科書無償法により、現在では初等・中等教育段階ともに無償である。中等教育段階では、学校は保護者に対しデポジット (保証金) を求めることができる。			
<b>給与・貸与</b>	貸与。教科書は学校の資産の一部である。学校は包括的補助金として支給された経常費予算を使用し、教科書を含む教材の新規購入を検討する。一般に教科書は毎年新規購入されるものではなく、ほとんどの場合、他の教材とともに備品として繰り返し利用されているため、学校は保護者や児童生徒に対し、書き込みをしないよう求める場合もある。			
<b>教科書の特色</b>	算数・数学教科書については、現実的な数学教育の影響により、現実の文脈に沿った問題が多い。初等教育段階の英語教科書には、内容がすべてポップミュージックにより構成されているものもある。人気歌手や楽曲という実場面に即した題材を取り上げることにより、好奇心を刺激し、「話す、書く、読む、聞く、そして歌う」ことを意欲的に学ぶことができるとされている。			
<b>デジタル教科書の状況</b>	2018 年度時点で、初等学校のほぼすべての教師 (99%) が教室でデジタル教材を使用している。また多数の教師 (62%) がデジタル教具を頻繁に使用して説明している。学習の個別化が可能であること、情報のアップデートが容易であること、教材の軽量化に繋がることなどの理由から、教師と児童生徒			

の双方にとって有益であるとされている。一方で教科書を含む教材のデジタル化が進んだ結果、教材にかかる費用が高騰したり、デバイス準備の負担が増加したりするなど、新たな課題が顕在化してきている。